

令和2年12月16日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年12月16日（水）（午前9時～）に、第40回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定事項等】

○ 新型コロナウイルス感染症に関する中小事業者支援について

10月より実施している「中小事業者緊急支援金（自己所有物件）」について、より多くの事業者に支援の機会を確保するため、受付期間の延長と売上減少を比較する期間の拡大について、別紙のとおり対応をすることとしました。（別紙1）

○ ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給について

国の決定に基づき、ひとり親世帯臨時給付金を別紙のとおり再支給することとしました。（別紙2）

○ 年末年始の対応・体制について

年末年始における新型コロナウイルス感染症対策に関する問い合わせ等への対応について、電話相談等の体制を別紙のとおり確認しました。（別紙3）

○ 新型コロナワクチン接種に対する人員体制について

改正予防接種法の成立を受け、国の通知に基づき、新型コロナワクチン接種への対応に向けて、人員体制を強化することを確認しました。

○ 12月25日から行う「モザイクアートプロジェクト」について

市民一丸となってコロナ禍を乗り越えるためのメッセージの発信と、東京2020大会に向けた気運醸成、立川市で活動する多種多様な人々が参加する「オール

立川」としてのレガシー創出を目的として、モザイクアートプロジェクトを実施することとしました。（別紙4）

○ 年末年始の競輪開催について

年末年始の立川競輪（市営第9回[12月28日～30日]、市営第10回開設69周年記念[1月4日～7日]）について、感染症対策を徹底したうえで開催することを確認しました。

中小事業者緊急支援（自己所有物件）事業の受付期間延長等について

1. 概要

10月より実施している「中小事業者緊急支援金（自己所有物件）」（以下「緊急支援金」）について、受付期間の延長等、一部変更を行い、より多くの事業者に支援の機会を確保する。

2. 変更内容

項目	変更前	変更後
①受付期間の延長	令和2年12月25日（金）まで	令和3年2月26日（金）まで
②売上減少を比較する期間の拡大	令和2年3月～9月	令和2年3月～12月

3. 変更理由

①受付期間の延長

11月下旬より、課税課で国の制度に基づく「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置」（以下「軽減措置」）の受付が開始された。軽減措置の売上減少要件等は、緊急支援金の要件とほぼ同じであるため、相談に来た中小事業者に対し緊急支援金の案内をしたところ、多くの問い合わせが寄せられる状況となっている。

軽減措置の制度は、申告期限が令和3年2月1日までであり、年明け以降に受付が本格化することも考えられる。軽減措置の申告時に市の緊急支援金について認知した事業者も、申請手続きが十分間に合うよう、現行の受付期間を2月26日（金）まで延長して対応する。

②売上減少を比較する期間の拡大

現在の更なる感染拡大の影響が、直近の売上高等に影響を及ぼすことが見込まれることから、前年度との売上減少を比較する期間を拡大し、令和2年3月から12月までとする。

※令和2年12月16日以降申請分を対象とする。

4. 交付決定状況

10月1日より受付を開始し、12月15日時点で185件の申請、うち150件が交付決定済で交付決定額は63,323,000円（1事業者あたりの平均支援額422,153円）となっている。

5. 周知方法

これまで、広報たちかわやホームページ、金融機関を通じた周知に加え、同業者団体等にお声がけし、直接説明する機会を作るなどして周知に努めてきた。今後は、軽減措置の受付を行っている課税課との連携を強化するとともに、軽減措置の申請時に必要な確認書発行事務を取り扱う青色申告会や税理士法人等を通じて更なる周知を図っていく。

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、基本給付の再支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※ 令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられます。

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市・区町村までお問い合わせください。

3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている又は申請をしている方

- ▶再支給分の基本給付は申請不要で受け取れます。
- ▶前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に支給されます。

【ご注意ください】

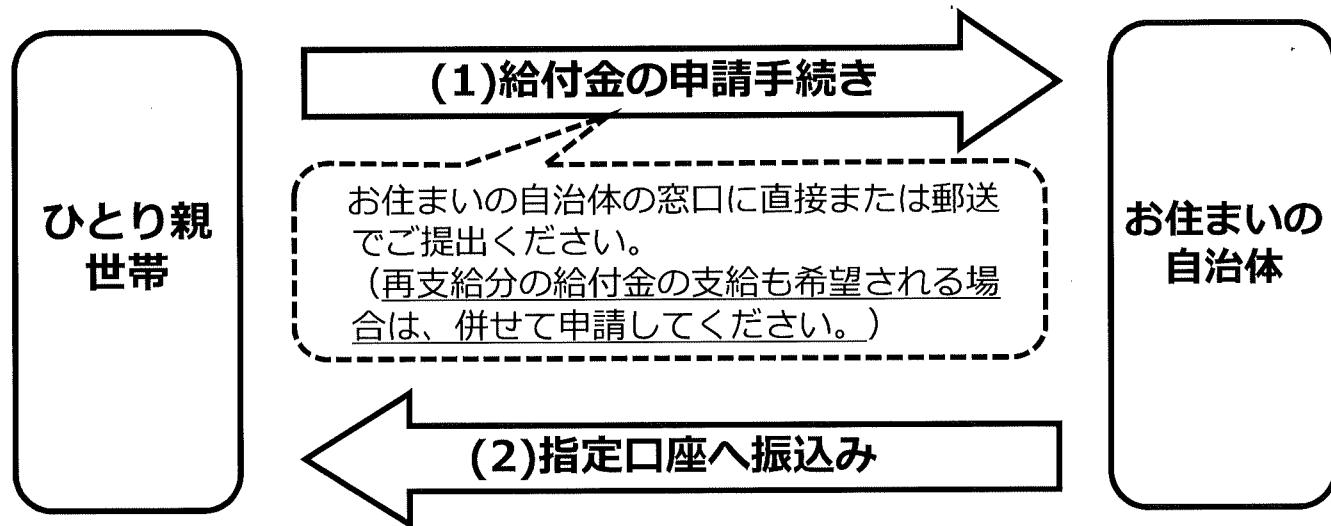
前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。

令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

- ▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、お早めに基本給付の申請行ってください！**再支給分の基本給付を併せて申請可能です！**

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（※）

※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含みます！



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

年末年始の対応・体制について

・新型コロナウィルス感染症相談窓口[東京都]

□東京都発熱相談センター（かかりつけ医等がいない場合）

03-5320-4592（通年・24時間受付）

□東京都電話相談窓口（新型コロナコールセンター）

0570-550-571（通年・9時～22時）

※英語、中国語、韓国語も対応。FAX（03-5388-1396）での相談対応もあり。

・緊急通報（安否確認）[立川市]

□見守りホットライン 042-506-0024（通年・24時間受付）

【生活福祉課、高齢福祉課、子ども家庭支援センター、障害福祉課、健康推進課、生活安全課】

・生活困窮者対応[立川市]

□生活福祉課

駅周辺及び線路沿いのパトロール（路上生活者への声掛け）

⇒12月16日、12月18日（河川敷）に実施。

・緊急時の職員連絡体制[立川市]

□対策本部会議内で各部での再確認を依頼

・窓口関連（12月29日～1月3日の対応）[立川市]

□休日急患診療所（内科・小児科）

□立川競輪場（開催日程及び職員対応）

・その他

「たちかわ大好き！最大20%戻ってくるキャンペーン」問い合わせ窓口

□お客様向け 0120-990-634

□加盟店向け 0120-990-640

「頑張ろう!!たちかわ」モザイクアートプロジェクトについて

1 目的

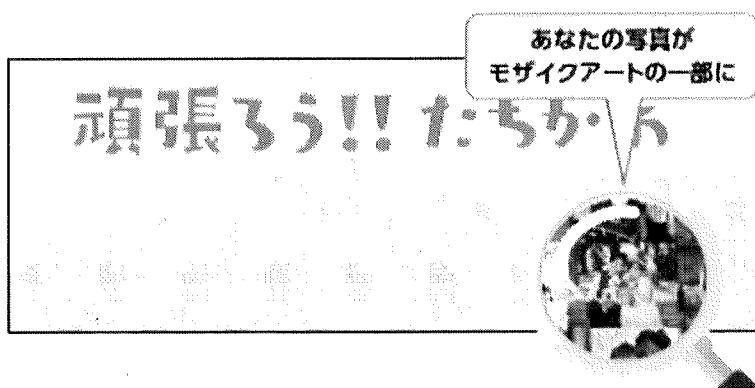
新型コロナウイルス感染症の影響により東京 2020 大会の開催は延期となり、今もなお、多くの市民がコロナ禍で不安な生活を余儀なくされている。

そこで、市民一丸となってコロナ禍を乗り越えるためのメッセージの発信と、東京 2020 大会に向けた気運醸成、立川市で活動する多種多様な人々が参加する「オール立川」としてのレガシー創出を目的に、笑顔の写真でモザイクアート（画像データ）を作成する。完成したモザイクアート（画像データ）は、市ホームページで公開するほか、聖火リレーをはじめとするオリンピック・パラリンピックに関連するイベント等において掲示する。

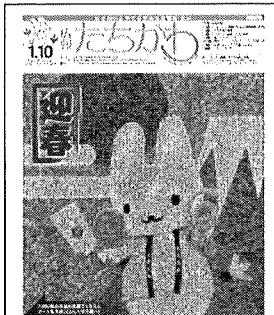
2 内容・実施方法

広報たちかわ、市ホームページ等を活用して広く笑顔の写真を募集し、モザイクアート（画像データ）を作成する。モザイクアートのベース画像は、立川市を連想するような背景、メッセージ、くるりんのイラストなどから構成することを想定（下図参照）。作成したモザイクアートは市ホームページのメインビジュアルに掲載するとともに、応募者が自身の画像を探すことができるよう画像を閲覧できるページを作成する。

【ベース画像イメージ】※デザイン、キャッチフレーズとともに仮データ



【参考画像】



広報たちかわ（平成 28 年 1 月 10 日号）

7,000 枚の市民の写真でモザイクアートを作成。なお、この時は写真の募集は行っておらず、広報課職員がイベント取材などの際に声をかけた市民の写真 400 枚を複数回使用することでアートとして成立させている。

3 募集概要

(1) 対象

- ①立川市在住・在勤・在学の方
- ②上記に加え、立川市を主な拠点として、教育、文化、芸術、スポーツ等の活動を行っている方

(2) 募集期間

12月25日（金）～令和3年1月22日（金）

(3) 募集数

約2,000枚を目標（同一写真を複数回使用しない場合）

(4) 応募方法

電子メールに顔写真の画像データ（JPEG形式）を添付して応募。

(5) 周知方法

広報たちかわ、市ホームページ（募集専用のメインビジュアルも作成）、市公式ツイッター、プレスリリースなどにより情報発信を行う。また、立川市ゆかりのアスリートや著名人の参加、立川を活動拠点とする関係団体（プロスポーツ連絡協議会、包括連携協定を締結する民間事業者などを含む）と連携し、事業周知を図る。

4 実施スケジュール（予定）

(1) 事業周知および募集期間 12月25日（金）～令和3年1月22日（金）

(2) 画像制作～納品 2月中旬～3月中旬

(3) 画像公開 3月25日（木）

聖火リレーの出発日である3月25日から市ホームページ（トップページメインビジュアル）で画像を公開する

5 その他

個人情報、著作権等の取り扱いに関しては、別紙応募規約のとおり。